

平成 19 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ユニコムグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 二 家 英 彰
(J A S D A Q ・ コード 8 7 4 4)
問合せ先 常 務 取 締 役 酒 井 清 行
TEL 0 3 - 5 6 2 3 - 8 7 4 4

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役、従業員に対するストックオプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する旨の承認を求める議案を、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 50 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社関係会社の取締役、従業員の業績に対する意欲や士気を高めることにより、当社グループの企業価値の継続的な向上を図るためであります。

2. 新株予約権発行の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社関係会社の取締役、従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 580,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の数

5,800 個を上限とする。この内、当社取締役に付与する新株予約権は 1,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けるこ

とができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）。に上記(3)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下の通りとする。

新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所の公表する当社株式普通取引の最終価格の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格を下回る場合には、当該最終価格とする。

なお、当社が株式分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成21年8月1日から平成24年7月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。
- ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得事由

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたとき、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権が上記(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当

社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権の権利行使期間

前記(6)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める権利行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(9)に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の取得事由

前記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により生じる 1 株に満たない端株の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注 1) 上記の内容については、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 50 回定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

(注 2) 当社取締役に対する新株予約権の付与につきましては、会社法 361 条第 1 項第 3 号の報酬等に該当しますので、本議案では、取締役のストックオプション付与に係る報酬枠についても併せてご承認をお願いする予定であります。

以 上